

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会(経験者講習会)を次のとおり実施しますので公示します。

令和6年4月2日

神奈川県公安委員会

1 経験者講習会

(1) 実施日時及び実施場所

日	時	場	所	定員
令和6年5月8日(水)	受付 12時30分～12時45分 講習 12時45分～15時15分	厚木市水引2-3-1 神奈川県厚木合同庁舎 (2号館A・B会議室)		40人
令和6年5月14日(火)	受付 12時30分～12時45分 講習 12時45分～15時15分	小田原市荻窪350番地の1 神奈川県小田原合同庁舎 (2D・2E会議室)		60人
令和6年5月27日(月)	受付 13時30分～13時45分 講習 13時45分～16時15分	横浜市中区海岸通1丁目1番 波止場会館(5階多目的ホール)		54人

(2) 講習対象者

神奈川県内に住所を有する者で、法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとする者

2 受講申込手続

(1) 受付期間

令和6年4月2日(火)から各講習会開催日の5日前(郵送及びインターネットで申し込む場合については7日前)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 受講の申込先

ア 警察署で申し込む場合

住所地を管轄する警察署の生活安全(第一)課

イ インターネットで申し込む場合

神奈川県警察のホームページ(トップページ→各種手続→各種講習→猟銃等講習会及び技能講習開催のお知らせ→インターネットによる受講申込み)

(3) 提出書類

ア 警察署で申し込む場合

猟銃等講習会受講申込書(6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を受講申込書の所定位置に貼り付けたもの)1通

イ インターネットで申し込む場合

事前に提出する書類はありません。

(4) 受講手数料及び納付方法

3,000円

警察署で申し込む場合は、3,000円分の神奈川県収入証紙を受講申込書に貼り付

けてください。

インターネットで申し込む場合は、3,000円を神奈川県に電子納付してください。

3 受講申込に関する注意事項

- (1) 警察署における受講申込の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時までとなります。
- (2) 受講申込書は、各警察署又は神奈川県警察のホームページ（トップページ→各種手続→営業関係→銃砲刀剣類関係→銃砲刀剣類様式）で入手できます。
- (3) 各警察署における受講の申込みを簡易書留による郵送及び代理人による申請に代えて行うことが可能ですので、希望する場合には、事前に下記の間合せ先に連絡してください。
- (4) 申込後の日程変更は原則できません。
- (5) 既納の受講手数料については、還付しません。

4 問い合わせ先

- (1) 神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課（電話045-211-1212 内線3024）
- (2) 神奈川県内の各警察署生活安全（第一）課

5 その他

講習終了後に修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して講習修了証明書を交付します。